



第33代アメリカ大統領 H.S. トルーマン



終戦時のアメリカ国務長官 J.F. バーンズ

原爆投下命令とボッダム宣言

連載第5回

31 スターリンへの原爆成功告知
——びくつかないスターイン

七月二十四日の巨頭会議の場で、原爆を手中にしたトルーマンは、スターリンに向かつてついにこう言い放つた。

「これ以上議論しても、余意に達することができないのであれば、ただちに國に帰りたい」このトルーマンの突然の、拳を返したような強硬な態度には、スターリン以上にチャーチルが驚いた。大統領がこの場をすべて取り仕切るような態度をとったことに、「大丈夫かな?」と、彼は開いた口が塞がらなかつた。

そして、「四日の会談が終力つた直後だつた。席を立つて船に上了スターインに、トルーマンはつかつかと近づいて話しかけた。

「天元帥閣下、ちょっとお話ししておきたいことがあります。実は、わが國は未だかつてない強力な破壊力を持つた新兵器を開発しました」

スターインは、「呼吸おいで、

「それは良かったですね。ぜひ、日本に対し使われたらいかがでしょうか」

と言つて、それ以上の応対はなかつた。スターインの無

反応同様の反応に、トルーマンは力抜けした。

大統領が議場の玄関に出た時、チャーチル首相が待ち受けっていた。前もつてトルーマンは彼に、「新兵器のことを

スターインに伝える」と話しておいたのだ。

「いかがでしたか。スターインの反応は?」と首相は尋ねた。「いやあ、何か質問してくると思つていましたが、何も聞いてきませんでした。私が言つたことの意味が理解できなかつたのではないかと思います」と、トルーマンは怪訝そうに答えた。

この巨頭会談と同じ時間帯に、別の部屋で開かれていた外相会議で、バーンズはモロトフに向かつて、「一日も早く会議を終わらせたい。今日、懸案事項に決着を付けてしまいたい」と、会議の初めに発言していた。

原爆投下の首謀者はだれか
J・F・バーンズとトルーマンの共謀



ヨシフ・スターリン

双方の会議が終わった帰りの車中でトルーマンは、隣に座っているバーンズに一部始終を話した。

「それは驚きましたね。恐らく、スターリンは閣下のおつしやつたことの意味が理解できなかつたに違いありません。事の重大性が分かつていないのでしょう。明日にもモロトフが私に聞いてくると思いますよ。やはり、原爆を実戦で使つて見せつけるしかないですね」と國務長官は言つて、この話は終わった。

しかし、翌日になつてもロシア人から何も聞いてはこなかつた。

実はスターインは、その新兵器が原子爆弾であることを即座に理解していたのだ。彼は、宿舎に帰るとすぐに原爆開発の総責任者、ベリアに電話して、トルーマンの発言を伝え、開発を急ぐよう叱咤した。また、物理学者のイーゴリ・クルチャトフにも直接電話して、開発に懸念を入れさ

伏勧告を発する、2日本が降伏を拒否する、3やむをえず

原爆投下命令を実行部隊に向けて發令する、という順序を踏む必要があつた（現実には3が最初だつた）。この降伏勧告をどのようにするかが問題だつた。

もともと日本への降伏勧告の原型は、陸軍長官のスティムソンが練り上げ、トルーマンに手渡されていたものだつた。バーンズが國務長官に任命される前日の七月二日に遡つてみよう。

スティムソンは、いつまで待つても大統領から自分にボツダム行きの声がかからないのに苛立つていた。そのうえ、部下のマクロイからの報告によれば、バーンズは今もつて頑強に無条件降伏にこだわっているとのことで、彼の意見に引きずりこまされている大統領に、スティムソンは思いどまつて欲しかつた。そこで、陸軍長官はトルーマン大統領を訪ねた。

陸軍長官は、例の陸軍・海軍・國務の三省會議で合意した日本への『警告声明草案』に、自ら作成した覚書を添えて大統領に提出し、説明した。

その覚書の要旨は次のようであつた。

「六月一八日に承認された九州上陸作戦の準備は、着々と進めているが、われわれが無条件降伏を要求している限り、日本はドイツに比較にならないほどの抵抗をし、わが軍は多大な人的損害を受けるであろう。」

せた。その後、ジューク元帥に対し「極東への赤軍の移動と満州への侵攻の準備を急ぐよう」と、きつく命じた。スターインは、アメリカの原爆開発計画、原爆の仕様や図面、七月一六日の実験結果など、すべて、ロシアアラモスで開発に従事していたドイツ人亡命者の物理学者、クラウス・フックら数名のスパイから継続的にカナダ経由で情報を手に入れていたのだ。彼らはロシア人ではなかつたが、反ナチ・親ロシアの共産主義者やシンパサイザーであった。スターインは、原爆のことをトルーマンやバーンズが知つていてよりはるかに詳しく述べていたのだ。

だから質問する必要はなかつたし、事の重大性も承知していた。アメリカの原爆開発計画、原爆の仕様や図面、七月一六日の実験結果など、すべて、ロシアアラモスで開発に従事していたドイツ人亡命者の物理学者、クラウス・フックら数名のスパイから継続的にカナダ経由で情報を手に入れていたのだ。彼らはロシア人ではなかつたが、反ナチ・親ロシアの共産主義者やシンパサイザーであった。スターインは、原爆のことをトルーマンやバーンズが知つていてよりはるかに詳しく述べていたのだ。

だから質問する必要はなかつたし、事の重大性も承知していた。アメリカの原爆開発計画、原爆の仕様や図面、七月一六日の実験結果など、すべて、ロシアアラモスで開発に従事していたドイツ人亡命者の物理学者、クラウス・フックら数名のスパイから継続的にカナダ経由で情報を手に入れていたのだ。彼らはロシア人ではなかつたが、反ナチ・親ロシアの共産主義者やシンパサイザーであった。スターインは、原爆のことをトルーマンやバーンズが知つていてよりはるかに詳しく述べていたのだ。

32 原爆投下のフレリュード ——日本への最後通牒「ボツダム宣言」

●スティムソンの草案

原爆投下を行なうにあたつて、これを無警告でいきなり落とすとなると、批判が懸念された。なんらかの形で、日本への最後通告に近いものを發しておく必要があつた。表向きの順序としては、1ボツダム会談の場から日本への降伏を与え降伏を促す方法である。

日本は、すでに独・伊の同盟国を失い、かつ、壊滅的な打撃を受けている。ロシアの参戦も予知している。日本国民は危機に臨んで、最後まで戦うことの愚かさを悟り、降伏を受け入れるだけの聰明さと融通性を持つてゐる。

よつて、平和的な方法によつて戦争を終結させることを目的とした警告を發する。もし、二度にわたつて警告しても日本がこれを拒否し、頑強に抗戦する場合には、原爆を使用せざるを得ない」

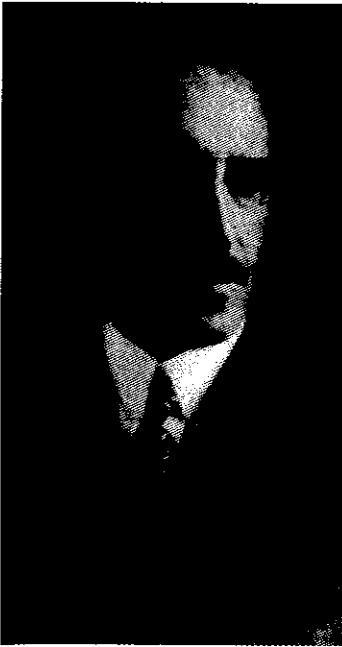
日本への『警告声明草案』の内容は次の通りであつた。
① 新兵器による壊滅的破壊の警告をしつつ、日本軍の無条件降伏と完全非武装化を迫る。

② 日本国民を欺瞞しその道を誤らせ、世界征服の拳に導いた一切の軍国主義的権力と勢力を排除する。

③ 日本の主權は日本本土と周辺諸島に限定し、連合軍は一時的に占領するが、民主的・平和的政府が樹立されれば、適切な時期に撤収する。

④ 日本民族を絶滅、滅亡させる意図はない。また、妥当な水準の生活の維持と経済活動を認め、そのための原料等の輸入は可能とする。

- (5) 一定の条件を満たせば、現王朝による天皇制の継続を憲法上認める。
- (6) なお、ソ連が対日戦に宣戦布告する用意があるのなら、その旨を声明文に明記し、米・英・中（蒋介石政権）に加えてソ連の四か国で、これを発するもの可とする。
- こうステイムソンから説明したのに対し、大統領は「よく分かった。考慮しておこう」と、例によつて肯定的な返事であった。
- 陸軍長官のポツダム会談参加については、「貴方の体調がよくないので、メンバーからはずさせてもらつた」と言つて、ステイムソンを失望させた。
- その背後にはバーンズの画策があつた。バーンズにどつては、自分の思惑通りに事を運ぶのに、ステイムソンは邪魔がよくないので、メンバーからはずさせてもらつた」と言つて、ステイムソンを失望させた。
- 「宣言」は、日本時間、七月二六日夕刻、サンフランシスコから、日本に向けて放送された。
- 「ポツダム宣言」の要旨は次の通りであつた。
- ① 愚かな企みによつて日本帝国を破壊の入り口に落し込む、頑迷な軍国主義の助言者に支配され続ける道を選ぶか、それとも理性の道を進むか、今や日本はその選択に迫られている。
- ② 世界の平和、安全保障そして正義に基づく新秩序実現のために、日本国民を欺き、世界征服へと誤つた道に導いた者たちの権威や影響力、軍国主義は永遠に除去されなければならない。
- ③ かかる新秩序が日本において確立されるまでは、連合国は指定する日本領土を占領する。
- ④ カairo宣言（一九四三年一二月、米・英・中国による合意）の条項に従つて、日本の主権は本州、北海道、九州、四国およびわれわれの決定する周辺諸島に限定する。
- ⑤ 日本軍兵は完全な武装解除後、平和的かつ生産的な生活をする権利を与えられ、海外にいる日本軍兵は日本本土に帰還が許される。
- ⑥ われわれは、日本人を奴隸にしたり、国民として絶滅させるつもりはない。ただし、戦争犯人には断固たる処置を取る。



ヘンリー・ステイムソン

魔だつた。それで、ステイムソンはメンバーから除外されていたのだった。

しかし原爆を史上初めて使用するにあたつては、どうしても自分も立ち会わなければならない。人類の未来がかかっている。ステイムソンは意を決して、強引に独断で後から飛行機でポツダムに駆けつけた。

●「ポツダム宣言」はこうして作られた

七月二日に、ステイムソン陸軍長官からトルーマン大統領に手渡された「警告声明草案」は、大統領からさらにバーンズ国務長官に渡された。

バーンズは、これに基づいて、「ポツダム宣言案」を起草し、「宣言」への署名国は、米・英・中の三国に留めた。ソ連は、対日戦に未だ参戦していないとの理由で、意図的に除外した。スターインがこれを知つた場合、ルーズベルトとの約束を覆すものとして激怒することが予測されたが、原爆を使用することが急がれる以上、またソ連参戦前に日本を降伏に追い込むことが前提であるからには、ソ連抜きで大胆に事を進めることが必要だった。

まず、「ポツダム宣言案」をトルーマンとチャーチルに目を通してもらい、それぞれからのちよつとした修正を織り込んで確定し、二人の署名を得た後、中国にいる蒋介石に無線で回覧した。蒋介石がなかなかまらなかつたが、やつと承認の署名を得て完成した。七月二十六日である。

●「警告声明草案」と「ポツダム宣言」の違い

両者を比較してみると、次の三点が主な相違点である。

第一点は、「草案」にあつた「新兵器による警告」が、「宣言」では不明瞭で、それと氣付く表現ではなかつた。ただ「完璧に破壊される」とあるだけである。

第二点は、「宣言」には、ソ連の対日参戦の予告の記載ではなく、署名国にも加えられてはなかつた。もし、書かれていたとすると、日本の陸軍が赤軍の参戦をひどく恐れていたので、効果的であつたであろう。

第三点は、最も重要な点である。「警告声明草案」に「一定の条件を満たせば、現王朝による天皇制の継続を憲法上認める」としてあつた条項が、「宣言」では完全に削除されている。

とりわけ、日本の指導者が絶対的に求める「天皇制を保

「宣言」の(2)、(6)、(7)項からすると、天皇を否定するようにもとれる文面がある。

日本政府にとって最大の懸案は、「天皇制が保証されるか、されないか」であった。天皇の存在を否定するのであるが、日本は最後の一人になるまで戦い続ける決意である。これを、大統領や国務長官はじめ米政府や軍の幹部たちは、例の七月一三日付け東郷外相から佐藤大使宛ての電文の傍受によって、よく認識していた。にもかかわらず、その条文が削除されている。

ステイムソンのポツダム日記七月一七日および後日のメモによると

「私はバーンズと協議するため、朝早くリトル・ホワイトハウスへ出かけた……私が先に提案していた日本に対し早期に警告を発するという要請に彼は反対した。あわせて、天皇についての保証も警告声明に含めるよう伝えたが、この点もバーンズは反対した。バーンズは、警告声明についてのスケジュールを説明した。どうも大統領と話しあつて承認を得ているようだったので、それ以上私は話をしなかつた」

さらに、ステイムソン自身の七月二四日の日記によると、彼は大統領に天皇制の保証を要請しているが、その中から、経緯が透けて見える。

「証」する明文がないことは、致命的であった。それどころか、「宣言」の(2)、(6)、(7)項からすると、天皇を否定するようにもとれる文面がある。

私は、日本に天皇制の存続を保証するよう大統領に進言した。正式の声明文にそのことを盛り込むことが重要であり、日本に降伏を受け入れさせるかどうかの決め手になるであろうと私は思っていたからだ。

だが、私がバーンズから聞いたところによると、彼らは、そのことを声明文の中に書かない方がよいと考えていること、さらに（トルーマン大統領とチャーチル首相のサインをもらつたのちに）蒋介石に承認を求めるためにすでに声明文を送っているから、今更修正することはできない、とのことであった。

そこで、大統領には、間に合わないのなら別途外交ルートを通じて口頭でもやむを得ないから、「天皇の地位保証」について日本に伝えるべきだと、私は進言した

陸軍長官は、三省会議を代表して懸命に、降伏のカギとなる天皇制の保証を訴えたが、国務長官と大統領は頑としてこれを受け付けなかつた。二人は、「対日声明で日本を平和裏に降伏させる」気は、端からなかつたのだ。

●「ポツダム宣言」の放送

一九四五年七月二六日夕刻（日本時間二七日朝六時）サンフランシスコから日本向け放送を通して、米・英・中三国の名で「ポツダム宣言」が発せられた。これによつて日本政府に無条件降伏か、壊滅か、いずれを選択するか迫つた。

「宣言」は、国際慣例の中立国を通じた公式外交文書では

Potsdam Declaration ポツダム宣言
Proclamation Defining Terms for Japanese Surrender

Issued at Potsdam, July 26, 1945

- (1) We—the President of the United States, the President of the National Government of the Republic of China, and the Prime Minister of Great Britain, representing the hundreds of millions of our countrymen, have conferred and agree that Japan shall be given an opportunity to end this war.
- (2) The prodigious land, sea and air forces of the United States, the British Empire and of China, many times reinforced by their armies and air fleets from the west, are poised to strike the final blows upon Japan. This military power is sustained and inspired by the determination of all the Allied Nations to prosecute the war against Japan until she ceases to resist.
- (3) The result of the futile and senseless German resistance to the might of the aroused free peoples of the world stands forth in awful clarity as an example to the people of Japan. The might that now converges on Japan is immeasurably greater than that which, when applied to the resisting Nazis, necessarily laid waste to the lands, the industry and the method of life of the whole German people. The full application of our military power, backed by our resolve, will mean the inevitable and complete destruction of the Japanese armed forces and just as inevitably the utter devastation of the Japanese homeland.
- (4) The time has come for Japan to decide whether she will continue to be controlled by those self-willed militaristic advisers whose unintelligent calculations have brought the Empire of Japan to the threshold of annihilation, or whether she will follow the path of reason.
- (5) Following are our terms. We will not deviate from them. There are no alternatives. We shall brook no delay.
- (6) There must be eliminated for all time the authority and influence of those who have deceived and misled the people of Japan into embarking on world conquest, for we insist that a new order of peace, security and justice will be impossible until irresponsible militarism is driven from the world.
- (7) Until such a new order is established and until there is convincing proof that Japan's war-making power is destroyed, points in Japanese territory to be designated by the Allies shall be occupied to secure the achievement of the basic objectives we are here setting forth.
- (8) The terms of the Cairo Declaration shall be carried out and Japanese sovereignty shall be limited to the islands of Honshu, Hokkaido, Kyushu, Shikoku and such minor islands as we determine.
- (9) The Japanese military forces, after being completely disarmed, shall be permitted to return to their homes with the opportunity to lead peaceful and productive lives.
- (10) We do not intend that the Japanese shall be enslaved as a race or destroyed as a nation, but stern justice shall be meted out to all war criminals, including those who have visited cruelties upon our prisoners. The Japanese Government shall remove all obstacles to the revival and strengthening of democratic tendencies among the Japanese people. Freedom of speech, of religion, and of thought, as well as respect for the fundamental human rights shall be established.
- (11) Japan shall be permitted to maintain such industries as will sustain her economy and permit the exaction of just reparations in kind, but not those which would enable her to re-arm for war. To this end, access to, as distinguished from control of, raw materials shall be permitted. Eventual Japanese participation in world trade relations shall be permitted.
- (12) The occupying forces of the Allies shall be withdrawn from Japan as soon as these objectives have been accomplished and there has been established in accordance with the freely expressed will of the Japanese people a peacefully inclined and responsible government.
- (13) We call upon the government of Japan to proclaim now the unconditional surrender of all Japanese armed forces, and to provide proper and adequate assurances of their good faith in such action. The alternative for Japan is prompt and utter destruction.

※出典は、「Department of States Bulletin, XII (July 29, 1945) 外務省特別資料課編『日本占領及び管理重要文書集』第1巻、1949年8月10日」

第5回 原爆投下命令とボツダム宣言

なく、放送による單なる宣伝的な警告ともどれるもので、あつた。

当時、「ザカラライアス対日放送」が當時流されていたので、いつもの單なる宣伝ともどられかねなかつた。

もし本氣で降伏を期待するのであれば、「天皇制の保証」、「新兵器の使用」、「ロシアの参戦」に触れ、そして「公式の外交ルートでの通告」と「検討のための余裕期間を与えること」が必要であつた。

しかし實際は、最初から「ボツダム宣言」によつて日本が降伏することを期待してはいなかつた。それは、單なる原爆投下への前奏曲に過ぎなかつた。「日本が『宣言』を拒否したから」という原爆投下のための口実作りであつた。それを裏付ける重要な証拠が、三つある。

一つは、ボツダム宣言発表の前日の七月二五日付けのトルーマンの日記にある。

「この兵器（原爆）は、八月一〇日までの間に日本に対し投下される予定である……。ジャップに対し、われわれは警告聲明を発し、降伏して人命を救うよう要求する積りだ。ジャップが降伏を受け入れないことは間違いないが、彼らに（降伏の）機会を与えたことにはなるであろう」と。

（傍点筆者）

二つ目は、七月二六日のブラウン日記（ブラウンの原本をバーンズが改さんした後のもの）に、次のようにある。

原爆をヒロシマ・ナガサキに投下してしまつた後になつて、トルーマンは、多數の民間人を含む大量殺戮を犯してしまつたことへの良心の呵責に苛まれて、回顧録の中で、自己弁護のための苦し紛れの嘘をついたということとか、だが、著者の知る限りでは、アメリカの歴史研究家は、この矛盾について言及している者はいらない。なぜだろう？ 大統領を批判することは憚られるのであるうか。

躊躇いなき即断が悪を生む。悔悟が欺瞞を生む。非難を恐れて自己撃着となるのだ。

トルーマンの「決断の年」は、書き手の意図とは裏腹に、明白な非難の種を提供している。

U.S.ニュースの記者は質問した。

● バーンズの許しがたい欺瞞

原爆が投下されて五年過ぎた六〇年夏の、U.S.ニュースのインタビュートに対するバーンズの回答は、まさに世間を愚弄する欺瞞そのものであつた。

U.S.ニュースの記者は質問した。

A 「最終的なボツダム宣言が作成される前に、日本に對

し天皇制を保証すべきだ」との提案がありました。ですが、なぜボツダム宣言では、天皇に関するこの提案が削除され

たのですか？」

A 「大統領から手渡されたステイムソンによる『警告声明草案』に、そのような保証は全く記述されていなかつた。また、ステイムソン氏から『天皇制の保証』について一切、



ウインストン・チャーチル

「日本への共同声明（ボツダム宣言）が発せられた。これは、原爆投下へのブレイユードだ」

三つ目に、最も重要な裏づけで、後述するように、「原爆投下命令」が「宣言」の発表前に、原爆投下実行部隊に向けて発せられている事実だ。

● トルーマンの最悪の欺瞞

前述の七月二五日のトルーマンの日記にかかわらず、五五年に出版された回顧録『決断の年』には、次のようない記述がある。

「われわれは、原爆の最初の実験を七月中旬に迎えることは承知していた。実験が成功したならば、この手に入れれた新兵器を使用する前に、戦争を終わらせるための明白な機会を日本に与えようと私は望んでいた。万一一、実験が失敗に終わっていたとしたら、日本本土への上陸侵攻を遂行しなければならなくなる前に、日本を降伏させることができればならない。そこでより一層重要となつたのであるう」

ここで言う「戦争を終わらせるための明確な機会」とは、ステイムソンが七月一日、トルーマンに進言した三省合意の天皇の存在を保証している「警告声明草案」を日本に發して、降伏を促すことを指しているものと思われる。

なぜ、このような自家撞着がみられるのであるうか？ もし、回顧録でのトルーマンの見解が本音であれば、バーンズの方針とまったく相容れないものだ。

要求はなかつた」と、バーンズは回答した。

事実は、先に見たように「警告声明草案」に、一定の条件を満たせば、現王朝による天皇制の継続を憲法上認めることであった。バーンズの回答はまさに虚偽である。

四七年二月の「ステイムソン論文」によつても、「警告声明草案」には記載していたが、ボツダム宣言にはなかつた」と書かれている。

なお、チャーチルは、ボツダムで七月二八日にトルーマンに對し、リーヒやマーシャルらの要請を受けて、「天皇制の保証」を進言していた。にもかかわらず、掌を返して、チャーチルは「宣言」では、バーンズの「無条件降伏」を受け入れた。當時、彼の率いる保守党は七月二五日に終結した総選挙で労働党に大敗していた。早晚、首相の座を明け渡す時が迫っていた。七月二六日には、内閣は總辭を受けて了。

日本を降伏の対象とする名前で宣伝放送を行つたと云うのは、日本を降伏させるために、原爆投下実行部隊に45年5月頃より流していた。

注：『ザカラライアス』は7月に終った。日本を降伏させるために、原爆投下実行部隊に45年5月頃より流していた。

職した。彼は「心のこに有らば」で、宣言の内容がどうなつていようと構いなしであった。

七月一七日には、クレメント・アトリー新首相が誕生し、ポツダム会談はバトン・タッチされた。

●日本の『ポツダム宣言』への反応

対日放送で『ポツダム宣言』を聞いた日本政府は、諾否を巡って紛糾した。

外務省内では、松本俊一事務次官を中心に、ポツダム宣言を受諾すべきとの意見に固まつた。ただ、天皇制の保証が約束されていないという懸念があった。そこで、交渉上、「天皇制の存続だけはなんとしても認めさせる」とした。その旨を東郷外相に進言したところ、彼も同意したが、現在ソ連に和平交渉の仲介を要請しているし、単なる宣伝にもどるので、直ちに受諾するのではなく、今しばらくは、『宣言』に対し静観しようとの見解であった。(ノ)でも、東郷は、ロシアのことだ、「彼等は、まともに仲介を検討してくれるもの」と、判断を大きく誤つてゐる。

なお、当時、政・財界、学界、メディア等の有力者から受諾するよう、外相に多くの進言が寄せられていた。

東郷は二七日早朝、天皇に拝謁して『宣言』の内容を報告し、自身の意見を進言した。天皇はこれに賛意を示された。鈴木首相も東郷の意見にいつたん同意した。そして政府は『宣言』にコメントを付さないで簡潔に新聞に発表する。

とした。

二七日午前、最高戦争指導会議が急遽開かれ、東郷は自身の見解を述べた。主戦派、とりわけ強硬な豊田は、かかる声明文を政府見解もなく新聞に掲載するのはあたかも受諾と解釈され、国民党が戦意喪失になつてしまふと猛烈に反撃した。また案の定、天皇制の保証がないという理由で宣言の受け入れを拒否した。

やがて彼らは、米軍による日本軍の非武装・解体、連合国による戦争犯罪裁判、本土の占領に強く反発した。そして鈴木首相までも受諾賛成であると知ると、豊田は強硬にしての意見の統一は見られる」となく時は過ぎていった。

このような状況の中で、七月二八日朝、鈴木首相は政府お抱えの同盟通信社の記者会見の場で、

「あの声明はカイロ宣言の焼き直しに過ぎない。何ら重大な価値はない。ただ黙殺するだけである。われわれは戦争にあくまで邁進するのみである」と、軍の意見に迎合するかのように見解を表明してしまつた。

同盟通信社は、この「黙殺する」



御前会議

33 原爆投下命令

を、「ignore (無視する)」と訳して海外に流した。やがてに「Ignore」は、AP通信の英文翻訳の過程で、「reject (拒否する)」に置き換わってしまった。

戦後、鈴木の黙殺発言を巡りて日本国内で議論となつた。「(ノ)の発言があつたからヒロシマ・ナガサキの悲劇が起きた。原爆投下とソ連の参戦に口実を与えてしまつた」との批判である。これには鈴木は大いに悩み、自らの発言を後悔したという。

いずれにしても、日本陸軍の反応といい、鈴木首相の発言といい、まさにバーンズの読み通りに事は進んだ。

かくして、すでに原爆投下命令は下され

ていた。

(ノ)では、原爆の投下命令に関連し

て、三つの疑問を調べてみる。

一つ目の疑問は、

「原爆投下の命令は、いつなされたか?『ポツダム宣言』の事実上の拒否との前後関係は?」である。

二つ目の疑問は、

「命令は、軍主導で発せられたのか?それとも政治主導で行われたか?」である。これは、ほぼ、原爆投下の目的が「軍



ポツダム会談 手前にトルーマンとバーンズが、右にスターリング、正面にアトリーが見える

原爆投下の首謀者はだれか

事目的か？政治目的か？」と重なる疑問である。

三つの疑問は、

「バーンズは、命令に関与しなかったのか？」である。遂にそれを見て行こう。

一、「原爆投下の命令は、いつなされたか？」

●ケイト教授の痛い質問

一九五二年、トルーマンが大統領二期目の任期をあと数カ月残す頃のこと、シカゴ大の歴史学者ジェームズ・ケイト教授は、陸軍からの依頼で『空軍史』をまとめていた。その過程で原爆投下の命令の時期に疑問を持ち、大統領に質問状を出した。

「大統領閣下は、以前『七月二六日に発したポツダム宣言に対し、日本の首相が『拒否する』と言ったので、八月二日、ポツダムからの帰国途中の船上で原爆投下の命令を出した」と言っています。ところがそれより前に、公開された資料の中に『七月二五日付け原爆投下命令書』が存在します。この食い違いはなぜでしょうか？」

回答に困った大統領は、側近の入知恵をもとに回答した。

一二五日の命令書は、（もし、日本がポツダム宣言を受け入れたときは）撤回可能な投下準備の命令でした。ですから、投下の最終命令はポツダム会談を終えて帰国途中の八月二日、船上で出したのです」

しかし、八月二日の命令を証明する書面はないし、二五

日付け命令書にはそのような解除条件は付記されていなかった。軍の慣例上、このような記載のない条件付き命令は存在しない。この回答は、つじつま合わせの作り話に過ぎない。

実際は、『ポツダム宣言』に対する鈴木首相の「黙殺宣言」のあった以前に、それどころか、『宣言』が出された七月二六日以前に、原爆投下の命令は発せられていた。

二、「命令は、軍主導で発せられたのか？それとも政治主導で行われたか？」

●大統領のサインのない原爆投下命令

原爆投下実行隊の責任者カール・A・スパート陸軍大将は、グアムに出発する前のワシントン時間、七月二二日の早朝、陸軍参謀総長代理トマス・T・ハンディ将軍から原爆投下の命令を口頭で聞いた。スパートは、これほど重大な命令を口頭では困ると考え、友人のハンディに命令書の発行を頼んだ。

スパートは、こう言っている。

「なあ君、考へてもみろよ。今までまつたくお日にかかるこどもない地獄の新兵器を、口先だけで『日本に落としこい』と言われて、簡単に『はい、わかりました』とはいかないよ。君もそう思うだろう。ちゃんとした責任者のサイン入りの紙を出してもらわないと困る」と、スパートは頼み込んだ。

参戦に遅れをとつてはならない」と焦ったトルーマン大統領は、ポツダムにいたステイムソン陸軍長官、マーシャル陸軍参謀総長、原爆投下実行最高責任者のアーノルド陸軍航空隊総司令官の三人を自室に呼び、口頭で「原爆投下命令」をした。

三人は、この大統領の命令を持ち帰り、マーシャルから同じく口頭で、ワシントンにいる部下のハンディに連絡した。ハンディは、ワシントン時間、二二日の早朝に、口頭で、スパートに伝えたのであった。なお、ベルリンとワシントンの時差は六時間である。

●政治主導の原爆投下命令であった

ステイムソン日記、トルーマンの回顧録等から推測するところ、原爆投下の命令は、軍の主導によるものではなく、大統領、そして、その背後の國務長官による政治主導であったと結論づけられる。

なお、命令に基づづく

カール・スパート將軍



トマス・ハンディ將軍



アーノルド將軍
アーノルドの命令で
原爆投下命令は、当初、

原爆投下の首謀者はだれか

「口頭であった」とことから、推定できる。もし、この命令が軍の発意によるものであつたとしたら、未曾有の破壊力を持つ原子力兵器の使用に当たつて、正確を期さねばならないはずの投下命令が、口頭によるとは考えられないからである。また、原爆の使用を軍の首脳から大統領に進言したとして、それを口頭で済ませたとは、到底考えられない。

大統領からのトップダウンの命令であつたからこそ、当初、口頭による命令となつたのだ。もし、軍の発意であれば、その意思決定経緯を記した軍内部の議事録も存在していただろうし、「書面による投下命令」であつたはずである。

第二の理由は、もし、軍の発意によるものであつたとしたら、口頭の命令を書面化するにあたつて、大統領に対し、後述のように、二度三度と、トルーマンの承認をとるといふ念の入った手順を踏むとは思えないのだ。

第三に、原爆使用の目的が「軍事目的」であつたとすれば、命令が軍の主導によるはずであるが、もともと「政治目的」であった。政治目的であれば、命令が軍主導となるはずはない。

い。
ン、マーシャル、アーノルドの三人の言動を注意深く観察すると、軍事目的での原爆の使用が必要とは主張していな

大統領からのト
とは間違いない。

スパートとハンディの依頼で、グローブズが起草した『原爆投下命令書草案』は、七月二三日、ハンディからボツダムのマーシャルに電送された。

『草案』を見たステイムソンは、目標都市の第一順位に京都が書かれていたのに驚いた。グローブズは、例によつて自我を押し通そうとしていたのだ。

陸軍長官は、早速マーシャルと一緒に、『草案』を持つて、大統領を訪れた。そして、京都を削除するよう提言した。彼は、歴史ある古都で日本人の心の故郷である京都を爆撃すれば、戦後の対米感情にとつて大きなマイナスとなるであろうと考え、除外すべきとし、大統領に『草案』を見て削除の承認を得た。

落とされたウラン型原爆リトルボーアの組織が「ステイムソン日記」と回顧録『決断の年』にあつた。トルーマンは、ステイムソンの意見を承認した。その結果、目標都市は広島、小倉、新潟、長崎で確定した。マーシャルは、「草案」の目標都市から手書きで

その経緯が「ステイム

サン日記と回顧録

西の年

卷之三

果、目標都市は玄島、小

倉、新潟、長崎で確定した

マーシャルは、〔草案〕

の目標都市から手書き

六

も、あくまで受け身的で、氣の進まない態度であったことが窺える。軍最高司令官である大統領の命令に、軍人として逆らえない三人は、念入りに大統領の意思を確認したのだ。それは、命令に反することのできない者たちの、せめてもの抵抗であつたろう。三人は組織の力学に負け、思考停止となり、逆らうことなく大統領の命令に従つたと言えよう。

トルーマンの回顧録『決断の年』では、軍から原爆投下の提言があつたかの如く述べ、彼から軍に対し、「攻撃目標は、軍需工場でなければならない」とか、「原爆は、通常兵器の一種だ。国際法に則つて使用すること」など、伝えたと書いている。

しかしながら、トルーマンの発言は、「比類ない原爆の威力」と「日本の軍事基地・軍需工場・そして民間の住居の立地・構造」からして、およそ、非現実的であることは明らかである。

バーンズも、一九四七年七月に出版した回顧録『率直に語る』の中で、日本本土での上陸決戦において生じたであろう百万人の米軍の犠牲者を救うための、軍事目的での原爆使用、したがつて、軍主導の「命令」であつたと主張している。

しかしながら、これも、回顧録に五ヶ月先だつて発表された『ステイムソン論文』に歩調を合わせた欺瞞である

バーンズも、一九四七年七月に出版した回顧録「率直に語る」の中で、日本本土での上陸決戦において生じたであろう百万人の米軍の犠牲者を救うための、軍事目的での原爆使用、したがって、軍主導の「命令」であったと主張している。

ハンディは、修正版をタイプアップして、七月二四日付けの『原爆投下命令書』を作成し、再度、ボツダムに電送した。ステイムソン、マーシャル、アーノルドの三人は、これをコピーして、大統領に提示して最終承認を得た。

は最高軍司令官ではあつたものの、サインはしなかつたが三人はサインして、ハンディに返送した。

ハンディは、大統領により承認され、三人の署名済みの七月二四日付け『原爆投下命令書』により、改めて七月二五日付け『原爆投下命令書』を作成し、スパートに渡した

以上のトルーマンの回顧録とスティムソンの日記に基づいて、原爆投下の最終決断と命令の経緯をまとめて詳述する

① 七月二一日午後、トルーマンとバーンズは、陸軍長官からグローヴズの『原爆実験報告書』の説明を受け、同日夜、トルーマンとバーンズによる二人だけの謀議をし、原爆投下の最終決断をする。

② 二三日早朝、大統領はステイムソン、マーシャル、アーノルドに対し口頭で原爆投下を命じた。それを受け、マーシャルから、ワシントンのハンディ参謀総長代理に口頭で

第5回 原爆投下命令とボツダム宣言

原爆投下を命令した。

③ 二二日、原爆投下機の待機するニアン島で、現地総指揮官スパート将軍はハンディ参謀長代理から原爆投下命令を受ける。しかし「頭で原爆投下の命令を受けたスパートはあまりに重大な作戦命令のため、口頭ではなく『原爆投下命令書』の発行をハンディに請求した。ハンディの依頼で急遽グローヴズが『草案』を作成した。その際グローヴズが投下候補地に、すでに取り下げられたはずの京都を独断でまた入れた。その草案をハンディからまずボツダムのマーシャルに送った。

④ 二三日、ステイムソン、マーシャル、アーノルドは、大統領に『投下命令草案』を見せて、承認を得る。この時、グローヴズが目標都市に加えていた京都をステイムソンの意向で削除し、大統領の承認を取りつけた。その後、三人は京都を手書き削除した『修正草案』にサインして、ハンディに送付。

⑤ ハンディは、『修正草案』をもとに二四日付『原爆投下命令書』をまたタイプアップし再度無線でボツダムに送った。

⑥ マーシャルらは二四日付『命令書』の写を大統領に渡し、最終承認を得る。この時京都が削除されていることを大統領に再確認させている。

⑦ 二四日付『命令書』に三人はサインし、ハンディに無

線送信。

⑧ ハンディは、二四日付の三人のサイン済み『命令書』により二五日付『命令書』を発行し、自らサインしスパートに渡した。スパートはそれを持つて前線司令部のあるグラムへ向かった。

二五日付『命令書』は、その後、公文書として公開された。

なお、トルーマンは、先の七月二四日付けの『原爆投下命令書』のコピーを保存し、後に、トルーマン大統領記念図書館に掲示し、さらに『回顧録』「1945年 決断の年」の420ページに転載している。

いずれにしても、この一連の『原爆投下命令』の発令は、天皇の地位を保証しない『ボツダム宣言』を、当然、日本が拒否するであろうとの前提で、日本の『宣言』諸否を待たず、政治主導で進められたのだ。

トルーマンは、回顧録『決断の年』に掲載している二四

日付『命令書』の後に、こう書き留めている。

「この命令書によって、軍事目標に対し原爆の最初の使用に向けて、口火は切られた。私は、決断をしたのだ。私はまた、ステイムソンに対し、命令書を発した時、注意しておいた。

「この命令は、日本が最後通牒（ボツダム宣言）を受け入れると回答した場合を除いて、有効である」と

前記以外の目標都市にする場合は、あらためて指示する。

③ 日本への当兵器使用に関する一切の情報流布の権限は、陸軍長官と大統領に留保される。作戦現地指揮官は、事前承認された特別権限なしには、

当該問題に関するいかなる公式発表または情報の公開を行わない。いかなる報道記事もそれをまず陸軍省に送って、特別の利用許可を求めるものとする。

④ 前記の命令は、陸軍長官並びに陸軍参謀総長の命令および承認のもとに貴官に発せられる。

⑤ マッカーサー将軍およびニミッツ提督の参考に供するため、この命令の写し各一通を貴官から両名に直接、渡されたい。

一九四五年七月二十五日

トーマス・T・ハンディ GSC 将官
陸軍参謀総長代理

三、「バーンズは、命令に関与しなかつたのか?」

國務長官の職務には、當時も「国家安全保障」が含まれていた。したがって、バーンズが「原爆投下命令」に何らの関与もしていないのは、奇異なことに思える。だが、史料のどこを探しても、見当たらない。『ステイムソン論文』

合衆国陸軍戦略航空隊総指揮官

カール A・スパート将軍殿

① 第二〇航空軍第五〇九混成隊は一九四五年八月

三日頃以降、有視界爆撃の可能な天候になり次第、

広島、小倉、新潟、長崎のいずれか一ヶ所を目標

に最初の特殊爆弾を投下する。

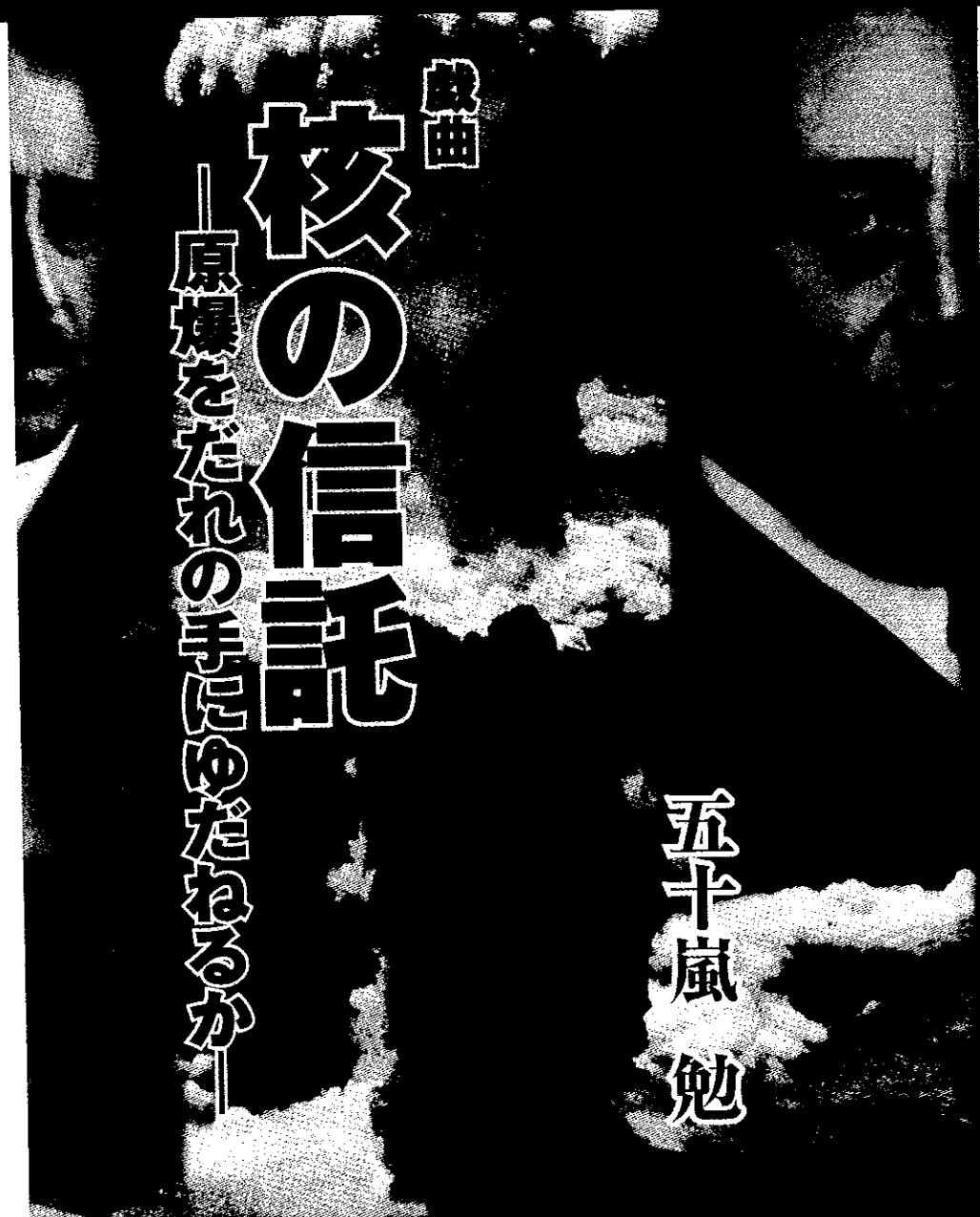
爆発効果を観測し記録する陸軍省武官および文官

の科学要員を運ぶため、別途の航空機が爆弾搭載機に随行する。観測機は爆発点から数マイルの距離を保つこととする。

追加の爆弾は、担当スタッフによる準備が整い次第、前記の目標都市に対して投下される。なお、

単行本「核の信託」舞台を見逃した方に「核の信託」単行本とDVDをお勧めします。

舞台の感動をこの本とDVDが再現します。



1000円(税込・送料込) 御注文はアジア文化社まで

DVD 1500円 本+DVD 2000円(送料とも)

アジア文化社

Document

原爆投下の首謀者はだれか

でも、彼の姿を見せていない。バーンズが表に立つと、「政治臭」が匂うからであろう。自他ともに、故意に、彼が現れるのを極力避けているように思えてならない。

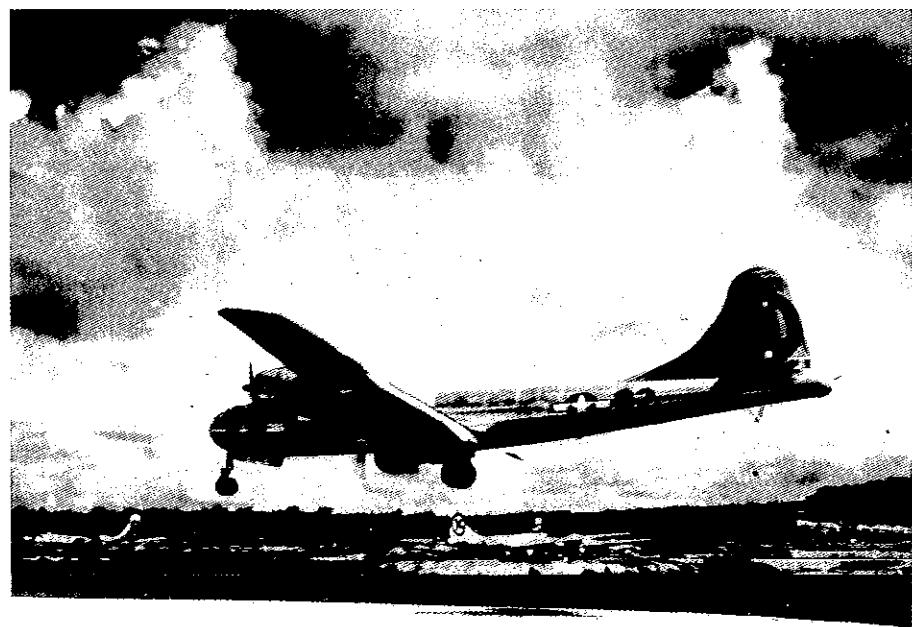
彼は、回顧録『率直に語る』の中で述べている。

「七月二四日に大統領がスター・リンに『より破壊的な新しい爆弾を開発した』ことを話したが、その一日後、ポツダム宣言が発せられた。無条件降伏を受け入れないのであれば、日本軍の壊滅と日本本土の慘害が避けられないというわれわれの警告を、日本が尊重することを心から願っていた。

ところが、七月二八日、日本の首相は『この宣言は、注目に値しない』との声明を発してしまった。これには落胆した。これでは爆弾を使わざるを得なかつたのだ』と述べている。

また、彼は「降伏しなければ、日本上陸作戦に突入する結果となり、百万人を超える米兵の犠牲者が生ずるので、これを避けるために、軍事目的で原爆投下に踏み切つた」と、原爆投下の「軍事目的」をしきりと力説している。空々しい限りだ。

(続)



広島から原爆投下のちテニアン島飛行場に帰投するB29 エノラゲイ号